

令和6年度 第2回 宇都宮市民遺産会議

次 第

日 時： 令和7年2月14日(金)

午前10時～午前11時30分

場 所： 宇都宮市役所議会棟3階 第2委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議の成立について

4 会議の公開・非公開の決定

5 報告事項

(1)第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について……………【資料1】

6 協議事項

(1)令和6年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2, 参考1・2】

7 その他

8 閉 会

宇都宮市民遺産会議 委員名簿

役職	氏 名	所 属	備 考
会 長	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
副会長	梁木 誠	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員副委員長 考古資料・史跡
委 員	高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	学識経験者
委 員	小柳 真弓	栃木県立博物館 学芸部人文課 特別研究員	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 歴史資料
委 員	大澤 慶子	文星芸術大学 教授	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
委 員	大嶽 陽徳	宇都宮大学地域デザイン科学部 助教	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 建造物
委 員	小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 会長	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
委 員	林 光武	栃木県生物多様性アドバイザー	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 天然記念物
委 員	小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	歴史文化関係団体
委 員	安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
委 員	松本 泰宏	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
委 員	大町 浩美	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部 部長	報道機関

【事務局】

宇都宮市魅力創造部

安納部長

文化都市推進課

吉澤課長, 廣保課長補佐, 今平副主幹

文化財保存活用グループ

星野係長, 水沼総括, 岡本主任, 小曾戸主任, 高栖主任主事

会議名	令和 6 年度 第 1 回宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和 6 年 1 1 月 1 9 日（火）午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分 宇都宮市役所 1 3 階 教育委員室
議題	1 開 会 2 魅力創造部長あいさつ 3 会議の公開・非公開の決定 4 報告事項 （1）令和 5 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 5 協議事項 （1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 6 その他 7 閉 会
出席者氏名	三橋伸夫会長，高橋俊守委員，大澤慶子委員，大嶽陽徳委員， 小川聖委員，林光武委員，小松俊雄委員，安藤正知委員， 松本泰宏委員，大町浩美委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 （公開部分に限る）	0 名
非公開の理由 （非公開の会議に限る。）	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については，当該懇談会における意見聴取を経て宇都宮市で審議される意思形成過程にある情報であり，現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより，市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり，審議に支障を生じると認められるもの（宇都宮市情報公開条例第 7 条第 5 号）であるため。
発言の要旨	
3 会議の公開・非公開の決定 事務局： 本市では，「附属機関等の会議の公開に関する要領」により，会議の公開と議事録の公表を原則としているが，本日の 5 協議事項「（1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について」は，本会議における意見聴取を経て，宇都宮市で審議される，意思形成過程にある情報でありますことから，非公開としたい。 全会一致で承認 4 報告事項 （1）令和 5 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 事務局： 2 件認定。 5 協議事項 （1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 会 長： 2 件の協議案件がある。1 件ごとにご意見をいただいていく。	

①申内の天棚と伝統行事

委員： スライドを見せていただき、年号・年代がはっきりしている。天棚を組み立てたときに鹿沼の彫刻屋台を制作されている方や県内の屋台や天棚を調べている方がご覧になり、とても良いものだという価値判断をしたと聞いている。天棚自体にも歴史があり、素晴らしいものだと思っている。

大変なのは、天棚の組み立てと解体である。申内の天棚も前回の組み立てから期間が空いている。総合型となると天棚を活用して、地域の方々に価値を知っていただくとともに宇都宮市民の財産として残していくことが必要である。また、天棚自体を保存していくことも重要であるが、天棚が行事にまつわるものとして保存・継承していくことが重要である。現在解体されている天棚を組み立てて見てもらう行事など、今後の活用のあり方どのように考えているのか。

会長： 組み立てたまま保存ができる建屋建設をして、常時公開できるようにしたい。併せて令和11年から伝統行事を行い、活動と結びつけていきたいということであった。

事務局： 活用に関しては、申内地区が岡本小学校区と岡本北小学校区にまたがる地域であり、すでに両学校の校外学習等に携わっていることから、天棚についての周知啓発を行う予定である。

委員： 墨書や古文書を確認して、調書に年代等を書き加えるなど充実を図ってみてはどうか。

事務局： 先ほど示した資料については、保存会から参考資料として提出されたものであり、調書に入れられるものは必要に応じて追記する。

委員： 実際に拝見したことがないので、認定に向けては価値判断が必要となる。具体的な年代や来歴、実際に組み立てに関わった方の価値判断を参考意見として伺っておいていただけるとありがたい。

会長： 実際に組み立てた際に専門家の方は建てた状態のものをご覧になっているのか。

事務局： 専門家の方は、組み立てる際に立ち会っており、完成後の状態もご覧になっている。

会長： 委員からは、立ち会った専門家のコメントを参考意見として簡単に調書にまとめてもらえればと思う。

委員： 彫刻にも彫刻師の流れがある。どういう系統の彫刻師がこれを作ったかが分かると参考になる。

事務局： 申請団体から報告書が提出されているので、それも含めて調書に書き加えていただければと思う。

会長： その報告書から引用する形で調書へ追記を。

委員： 今後の活動内容について、調書でもう少し書き込んでもらいたい。建屋建

設に向けての活動だが、調書だけを拝見すると現状の建屋の状態が悪いから建替えなければならないのかと思ったが、申請書を読み、説明を聞くと組み立てた状態で、いつでも見られる状態にするための建屋を建設したいという希望があることが良く分かったが、調書を見るだけではそれが分からない。そのことが分かるように書き込んでもらえると意図がはっきりと分かり、みや遺産に登録されることで活動の後押しをするために、明記してもらいたい。

会 長： 委員から建屋建設だけでは、具体性に欠けるのではないか。もう少し具体的に書き加えてはどうか。また、組み立てた状態で保管できる建屋を地元の要望として書き込むことについて事務局としてはどうか。

事務局： 地域からは、数年間で建設費用を準備して建設したいと聞いているので再度確認をして調書に書き加えるように相談したい。現在は、神社の敷地にある倉庫に保存されているが、建屋については周知啓発を考えて近隣の公民館へ建設することも検討している。場所が決まり次第資金調達などの活動をする計画となっている。

委 員： 申内の天棚は見えていないが、昔からすごいという話は聞いていた。今回の写真を見る限りでは、想像を超えた天棚であることは間違いない。彫刻の点数が市内のものと比べて非常に多い。中まで彫刻があるのは市内に無いと思う。また、部品もボリュームがあって彫刻的にも素晴らしい。全面的に祭礼式なのはとても貴重なものである。構造的にも1階に束を設けて床を上げているものもない。そういった意味でも天棚としての価値は非常に高いと言える。当時の祭りの写真が地元に残っているのではないか。写真で当時の行人の衣装や梵天などを参考に盛り上げてもらいたい。祭りに活用する本来の意味での天棚の活用を目指してもらえればと思う。

会 長： 天棚の構造的にも非常に価値が高いのではないか。1980年代の行事として行われていた時の写真を発掘・検証することで、若い方々や活動を知らない方々への啓発になると思うので、資料の発掘をこれからやってもらいたい。

事務局： かなり価値が高いということで、現地調査ができるかどうか。解体した状態になるが、見られるか調整し、民俗に関する委員に見てもらいたいと思う。

委 員： 行事自体が途絶えているので、行事の復活が先になるので、今までどのようなことが行われてきているのか、行事の内容や行人の唱え事など知っている方の話を記録に残すなど、行事の中身について記録として残していくことが大切だと思う。

会 長： 行事の復活に向けて、地域の資料の掘り起こしをお願いしたい。

委 員： 彫刻の特徴と墨書の年代は整合すると考えられる。歴史文化資源として疑うところはない。活動内容について、組み立てたまの保存を否定するわけではないが、組み立て解体ができるのが特徴でもあるが、令和7～10年度まで毎年組み立て解体を行うのかを教えてください。

事務局： 組み立ての頻度については、調整しているところである。地域としても出し入れをする際に天棚を痛めてしまうことを危惧している。そのため、組み立てた状態で保存をしていきたいと考えている。

委員： 実際に組み立てを行うのはどのような方々なのか。年代などはどうか。

事務局： 保存会の会員自体は60歳以上の方がほとんどである。

委員： 組み立て方のようなものが資料として残していくことが必要なのかなと思う。

会長： ビデオなど映像として残すなどできると思うが、地域ではまだそこまで話していないということのようである。

委員： 天棚自体に価値があるということで問題はないが、河内地区には天棚が10以上、ほかに屋台もあると聞いている。ほかの団体から申請が出てきた場合、先ほど年代の話になったが、認定に当たって基準はどのように考えていくのが良いのか。年代や保存状態などどう判断していけばいいか気になった。

会長： 文化財の指定とは異なるのでどうなるのか。

事務局： 指定文化財とは位置付けが違い、みや遺産制度は、世代を超えて受け継がれているなど、一定の価値判断で未指定のものを広く認定すること。また、地域の方が地域の宝として守っていこうとする気持ちをくむ制度である。そこで、調書にも今までの活動及び今後の活動を書いてもらうとともに地域の団体からも推薦状をもらう形をとっている。これらを基準として判断できるよう会議資料に入れているところである。

会長： 委員の皆様から、調書の各項目について記載内容を充実をさせてほしいということ、また、地元に残る資料の発掘をお願いしたい。さらには、現地調査が可能かどうかの調整を次回までをお願いして、引き続き審議する方向でお願いしたい。

②天下一関白流神獅子（逆面獅子舞）

委員： 逆面獅子舞は、後継者の育成を熱心に行っている。全体的に役員の方々の年齢が若く、保護者が獅子舞やお囃子をやっているため、子どもたちもその様子を見ていて、受け継がれているというとても良い状態である。活動も盛んでイベントにも多く出演している宇都宮を代表する獅子舞の1つである。今後もさらに活動を活発にして、継承を応援できればと考える。

会長： 活動が非常に活発であるということ、支えている方々が若い年代であり後継者育成がうまくいっていて、子どもたちとの接点も多様にある。事務局から補足はあるか。

事務局： 逆面獅子舞は、市指定文化財になっていることが調書に記載がなかったため追記したい。今年度のイベントにも参加しており、大人獅子舞・子ども獅子舞で2団体分の出演をしている。高学年児童の子ども獅子舞に加えて

低学年児童や未就学児はひょっとことして参加するなど工夫している。

獅子舞の時期には地区内外から多くの方が訪れる。また、他の獅子舞と違う点として、滑り止めのためにもみ殻の上で獅子舞を舞う特徴がある。

委員： 活動が活発であるというのは、とても重要だと思う。若い後継者を育てられている秘訣などご存じの方がいれば教えていただきたい。

委員： 若い年代が関わることで、子ども年代も関わるができる。そこが機能していることが一番の理由だと感じる。それが代々続いている点がうまくいっているところだと思う。

事務局： 田原地区の田原小学校では、高学年が獅子舞の動きを取り入れた獅子舞体操を運動会で行っているなど、地域限定ではなく学区全体で取り組みを行うことで低学年から親しみ、伝統として受け継がれている。また、逆面地区内はここ数年、3世代世帯が増えていることで獅子舞に触れる機会が多くある。役員の代替わりが早く、若い世代が戻ってきていることや学校が取り組んでいることが良い相乗効果を生んでいる。

委員： 調書を見ると総合型としての認定でも良いように思うが、資源型での申請なのはどうか。

事務局： 市指定文化財になっており、活動面については市指定文化財として申請しているため、市民遺産については資源型での申請という形となっている。これまでも同じように、市指定文化財については資源型での申請となっている。

委員： みや遺産として申請する際に、地区住民が成長の過程を共有する機会があることがとても重要なポイントではないか。申請する際に地区住民全体で広く共有する機会があるかという基準や視点を示すのが良いのではないか。小学校全体で取り組むのは、良い仕組みであると思う。

会長： 後継者育成や伝統行事の保存継承をする団体に共通する課題に対して逆面獅子舞はうまくいっている団体の1つと言える。こちらについては現地視察等の必要ないという委員会の判断としたいと思う。他の意見もないようですので、申請書等の修正はなしということにしたいと思う。改めて、1件目の申内の天棚については、調書の加筆修正と現地調査並びに資料の収集を事務局にお願いしたい。

6 その他

会長： 市民遺産会議の進め方、申請、候補などについて、委員の皆様から意見や提案があればお願いします。

では、日程調整をしていただいて、専門の委員に対応いただければと思う。

今後のスケジュールについて、事務局からお願いしたい。

事務局： 今後のスケジュールについては、現地調査は日程が決まり次第委員に連絡するようにする。令和7年1月に第2回市民遺産会議、令和7年2月に宇都宮市民遺産認定を予定している。

その他の事項

令和 6 年度 宇都宮市民遺産制度認定審査の評価（案）

調書 No.	タイプ	名 称	概 要	認定基準									総合評価		
				①地域の愛着 ・親しみ			②歴史文化資源の価値				③活動の内容				
				継承 状況	地域 意思	管理 状況	歴史的 経緯	地域 風土	世代 継承	現物 本物	活動	コミュ 活性化	人材 育成		
1	総合型	ざるうち 申内の天棚と 伝統行事	申内の天棚は、五穀豊穡を祈願する地域の伝統行事の舞台として申内地域に大切に受け継がれてきたが、諸事情により 1988 年に天棚を組み立てて以降、その後は建屋内部に保存されてきた。 令和6年1月13、14日に、彫工や屋台研究者の協力を仰ぎながら、地域住民の手で、天棚の組み立てを行い、本遺産の保存継承について、地域住民で話し合いを行い、建屋建設や伝統行事での活用を目指し、申内の天棚保存会を新たに発足した。	◎	○	○	●	●	◎	◎	◎	●	●	本遺産は、嘉永元年（1848）ごろから嘉永6年（1853）にかけて制作されたものであり、天棚自体の歴史的価値は高く、長年地域の信仰行事における中心的役割を果たしてきたと考えられる。 天棚の組み立てを通して、本遺産が地域の宝であることを再確認するとともに、世代を越えて受け継いでいこうとする機運が地域内で高まっている。 今後も天棚を通じて、地域住民の絆づくりや世代間交流を図ることができる活動が計画されている。	適
				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
2	資源型	てん かい ち かんぱくりゅう 天下一関白流 かみ じ し 神獅子 さかづら (逆面獅子舞)	逆面獅子舞は、先祖の霊をお鎮めし、五穀豊穡、子孫繁栄、家内安全の願いを込め、毎年、白山神社において「盂蘭盆会」（現在は8月15日）奉納の舞、「八朔」（旧暦8月1日）に獅子舞の奉納を行っている。 奉納時には白山神社に多くの人々が集まり、子ども獅子舞も披露される。また、地区内小学校で獅子舞に関する授業を継続的に 行い継承活動を行っていることに加え伝統文化フェスティバルや宮っ子伝統文化体験教室で披露するなど地域内外に親しまれている。	◎	○	○	●	●	◎	◎	—	—	—	本遺産は、宇都宮市の北部、逆面町に中世より伝わる獅子舞として、昭和45年に河内町指定文化財（現宇都宮市指定文化財）となっており、毎年「盂蘭盆会」（現在は8月15日）には、白山神社の境内で「五穀豊穡、子孫繁栄、家内安全」を願って奉納されている。 また、地区内小学校では、高学年が獅子舞の動きを取り入れた獅子舞体操を運動会で行っているなど、地域限定ではなく学区全体で取り組みを行うことで低学年から親しみ、伝統として受け継がれていることから、本遺産は世代を越えて地域に親しまれ、継承されてきていると考えられる。	適
				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					

※ ◎は必須項目，●はいずれか一つが必須，—は対象外，○は必須ではないが備えることが望ましい項目

令和6年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

（1）認定基準（要綱第5条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
 - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
 - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする。

（2）評価の視点について

参考 2

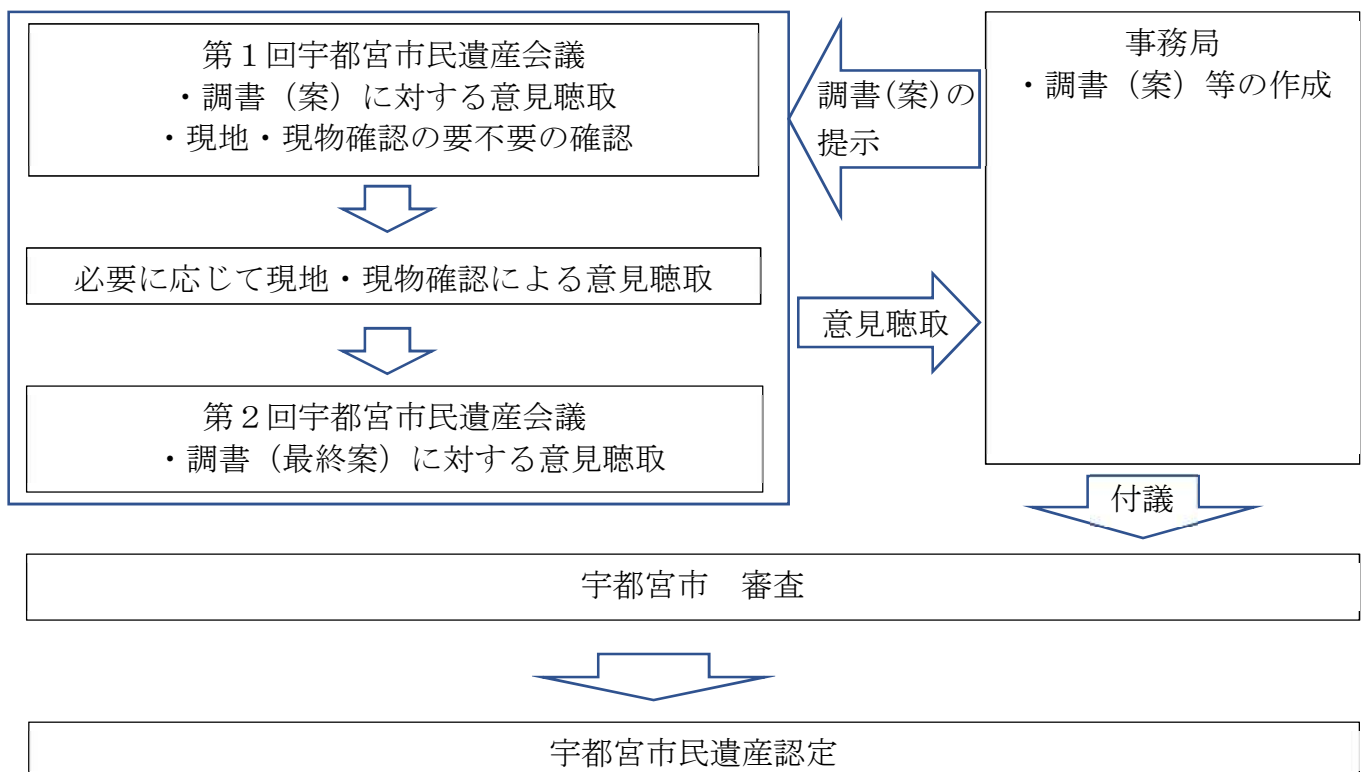
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第19条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

2 審査及び意見聴取の進め方について

（1）進め方について

認定における意見聴取については、会議を2回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

宇都宮市民遺産会議



3 令和6年度認定審査案件の評価について 資料2

→「令和6年度 宇都宮市民遺産制度認定審査の評価（案）」及び「令和6年度宇都宮市民遺産 調書（案）」のとおり

4 今後のスケジュール

令和7年	2月	宇都宮市民遺産認定（宇都宮市で認定）
	3月	宇都宮市民遺産認定式を予定
	4月	補助事業等を開始

認定基準

【評価の視点】

要件	評価の視点	評 価 内 容	総 合 型	資 源 型
① 地域の愛着・親しみ（市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・思い ・個人の思いではなく、地域の人々の思いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること	市民や地域による継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
② 歴史文化資源の価値				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を越えて受け継がれているものであること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を越えた継承	・世代を越えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 （1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。）	◎	◎
現物、本物であること	・現物、本物であること	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
③ 活動の内容（総合型のみ）				
【要綱第5条】 地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものであること	・歴史文化資源を核とした活動であること	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティの活性化に資する活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれかが必須、—は対象外
○は必須ではないが備えることが望ましい項目